

令和6年度（2024年度）在宅歯科診療器材整備事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 在宅歯科診療器材整備事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第2条 補助対象は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 在宅歯科診療を実施する歯科診療所であること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

2 補助対象となる経費等は、別表第2欄のとおりとする。

（補助金額の算定方法等）

第3条 要項第2条の補助金額は、次により算出された額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内で予算の範囲内において交付する。

（交付決定の下限）

第4条 前条の規定により補助金額を算定する場合において、機器1品当たりの価格が別表の第3欄に定める下限額に満たないときは、当該機器を補助対象から除外するものとする。

（補助金の交付申請書）

第5条 要項第3条第1項の申請書は、別に定める日までに提出するものとし、その提出部数は、1部とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、【様式1】によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（【様式2】）
- (2) 見積書の写し（2者以上）
- (3) その他参考となる資料

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を

- 経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、また、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならぬ。
- (9) 当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならぬ。
- (10) 事業者が第1号から前号までにより付した条件に違反した場合には、当該補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助事業等の内容等の変更）

第7条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、【様式1】を準用する。

2 要項第5条第2項の変更申請書には、前項の事業変更計画書のほか、以下の書類を添付する。

- (1) 変更後の経費所要額調書（【様式2】を準用）
(2) 変更後の收支予算書（要項別記第2号様式を準用）

（申請の取下げ）

第8条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定通知書を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

（実績報告）

第9条 要項第9条第1項の実績報告書は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいづれか早い日までに提出するものとし、その提出部数は、1部とする。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、【様式3】によるものとする。
3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
(1) 経費所要額精算書（【様式4】）
(2) 納品書及び領収書の写し
(3) その他参考となる資料

（実施状況報告）

第10条 本補助金を受けた歯科診療所については、事業完了日の属する年度の翌年度の在宅歯科診療の実施状況報告を行わなければならない。

- 2 前項の実施状況報告は、事業完了日の属する年度の翌々年度4月末日までに提出するものとし、その提出部数は、1部とする。
3 前項の実施状況報告は、【様式5】によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）10月11日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 下限額
1か所当たり 3,000千円	安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（訪問歯科診療ポータブルユニット、ポータブル歯科用レントゲン、ポータブルエンジン等）の設備整備に要する経費	1品につき50千円